

平成23年度事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 概況

平成23年度は、昨年度に引き続き新公益法人制度への対応を最重要課題と位置付け、「公益法人」を目指すという基本方針に則り、県連と連絡を密にしてできるだけ早期の認定に向けて作業に着手いたしました。

当法人会は、昨年11月11日に開催された臨時総会において、公益法人移行認定申請に関する決議と併せて定款変更、諸規程の改正等について承認を受け、12月9日に新潟県知事へ電子申請により公益法人移行申請書を提出し、県の公益認定等審査会において2月20日「公益法人移行を認めるのが相当である。」旨の答申を受け、知事の認定書が3月21日付で交付されました。

認定後、4月1日付けで社団法人三条法人会を解散登記し、同日、公益社団法人三条法人会として設立登記し新発足しました。

主な事業活動のうち、

公益関係は、税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会・セミナー、講演会、租税教育、税の広報、税の調査研究及び提言の各事業を法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、税知識の普及や政治、経済学者等の講師による講演、高等学校を訪問し租税教室の開催及び今後の望ましい税制改正のあり方をまとめた税制改正の提言実施いたしました。

事業活動は、法人会の原点である「税法・税務」を中心に研修会をより多く開催し、公益性をより高めるため会員のみならず、一般市民にも呼びかけ税に関して分かりやすい情報の説明や税の冊子を配布し税知識の普及拡大に努めました。

また、地域社会の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業として、講演会・セミナー、地域の福祉問題などの改善に資する事業を推進するため、タオル寄附を募り社会福祉施設等に寄贈いたしました。

共益関係は、会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業として、組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実及び法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業に取り組みました。

管理関係は、公益法人制度改革を踏まえ定款変更・諸規程の整備や諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

2. 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業等

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

平成23年度の税に関する研修・セミナー実施状況は、会社の決算期別説明会、税制改正、税務申告を中心に、法人会の原点である「税」を中心とした研修会の開催状況は下記のとおりであります。

項目別研修会開催状況

テ　　マ	参加人員	実施回数	講　師　名
23年度税制改正法のポイント	22名	1回	税理士 松崎孝史氏
最近の税務調査について	19名	1回	税理士 大橋真氏
決算期別説明会	235名	12回	三条税務署担当官
年末調整説明会	553名	2回	三条税務署担当官
合　計	829名	16回	

② インターネットセミナーの提供

昨年、9月より新しい研修会の提供として、当法人会ホームページ上で配信されるセミナーを開始しました。100タイトル以上の講師によるセミナーを24時間いつでも無料でご覧いただけます。

この各種セミナーの内容は、税務・経営・労務・健康等のタイトルで経営者が知っておくべき多彩なセミナーとに講師陣を揃え、これまでにアクセス回数は143回で社員教育にも活用いただいております。

(2) 租税教育活動

イ 高校生を対象とした租税教室を税務当局の協力を得て開催し、日本の未来を担う生徒たちに税の大切さを理解できるよう、講師に税理士を迎え租税教育を推進し4作目となるゲゲゲの鬼太郎「税ってなんだ？」(水木しげる氏)と租税教育用蛍光ペンを配布した。

○10月21日 県立三条高校3学年2クラス80名

○10月26日 私立日本海聖高校3学年2クラス80名

○11月 9日 県立三条商業高校3学年全クラス210名

○11月10日 県立県央工業高校3学年190名

○11月14日 私立加茂暁星高校3学年全クラス130名

ロ 地域のイベント行事に参画した

○ 7月24日 田上夏まつり 税金〇×クイズ 180名

(3) 税の広報活動

- イ. 「会報」 法人会だより年 2 回編集発行の配付。
- ロ. 全法連「ほうじん」年 4 回（季刊発行）の配付。
- ハ. 「税の窓」（法人会の動き）税務団体共同機関誌年 3 回編集発行の配付。
- ニ. 三條新聞に確定申告時期に合わせて税の広告を掲載しました。
- ホ. 「e-Tax」の利用促進を図るため「e-Tax」のパンフレットを配布しました。
- ヘ. ホームページに各種研修会を掲載し一般市民にも参加の案内をしました。

(4) 研修用テキストの配付

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、平成 23 年度において各種テキスト等を作成し研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しています。

- ①平成 23 年度 税制改正のあらまし
- ②平成 23 年度税制改正のポイント
- ③平成 23 年度版 知っておきたい消費税
- ⑤絵と図でわかる相続と事業承継が上手くいく秘訣
- ⑥平成 23 年度版 会社役員のための確定申告実務のポイント
- ⑦消費税のあらまし
- ⑧源泉徴収のあらまし

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

さらに「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果もあわせて5月25日付で全法連へ提出しました。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下のとおり

平成24年度税制改正要望事項

総論

第一 経済活性化への積極的取り組み

世界経済が減速する中、我が国の経済も大きく景気の後退に入っている。特に、地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされ、いろんな面で企業努力をして頑張っているのが現状である。

中小企業の70%が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家の財政再建には、景気回復による税収の増加が一番重要であることを強く認識する必要がある。

政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動してもらいたい。

第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成23年度予算によれば、本年度の国債発行44兆円、歳入総額に占める公債金収入47.9%となった。世界的規模の不景気が原因の税収の落ち込みとは言え、平成23年度末の国民の借金の総額が948兆円に達した。これは、まさに破綻同然の財政状況である。

政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底してもらいたい。

新潟県連として次のとおり要求する。

- 1 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正検査制度の導入
- 2 議員数の削減及び報酬の見直し
- 3 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
- 4 公共を積極的に民間に移行
- 5 市町村合併の効果（経済節減）を早めに取り組む
- 6 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大化してきた特別会計の抜本的改革が必要である。

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担することで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

法人の交際費の課税については、引き続き廃止の方向で要望していく。個人所得については、累進課税区分や課税最低限の見直しが一部なされているが、不公平が生じないように配慮すべきである。

第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、少子高齢化が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。出生率の低い理由の第一は将来に対する不安があげられているが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度の低下がはっきりしてきているものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

一方、国民年金保険料の未納増加や社会保険庁のでたらめな体質や反省の無さに国民の不満は以前にも増して大きくなってきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に改善すべきである。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

第五 東日本大震災の復旧復興予算について

東日本大震災の政府推計被害額は最大で25兆円に上がり、復興に必要な財政支出は10兆円を超えるとみられている。その財源をどう確保するか第2次補正予算の編成作業が実施されている。

法人会としては、安易な増税に頼らず、子供手当などバラマキ予算の見直しで本予算の削減をはかるほか各省庁の特別会計を精査し余剰金を復興財源に充てることとし極力増税を避ける方向にお願いしたい。

(基 本 事 項)

制度の改正要望事項

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

- 1 中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ
昭和56年以来、中小企業の軽減税率適用課税所得は800万円以下

に据え置かれているが適用所得額を少なくとも1,500万円程度に引き上げることを要望する。

2 交際費課税の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるか、全額損金扱いにするよう要望する。

3 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平に税負担するよう税率構造を見直すことが大切である。

1 税率構造のさらなる是正

平成18年度改正で税率構造が4区分から6区分となったが、一部では増税となるところもあり更なる改善が必要である。

2 諸控除等の見直し

(1)各種控除制度の更なる見直しをし簡素化すること。

(2)それにより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

(3)「所得控除から手当へ」の考え方で扶養控除が見直されたが、それに伴い所得税の税額等に連動する国民健康保険料、保育料等、また医療・福祉の負担等の見直しが適正に措置されることを要望する。

3 少子化対策としての減税措置

子育てに配慮した減税は必要であるが、少子化問題は税優遇等で解決するような単純な問題ではなく、公的施設の拡充、出産、育児、就労等企業の支援なども含め社会全体での環境整備が必要である。

4 金融所得一体課税の検討

10種類ある所得類型を一定の類型に統合または簡素化して損益通算ができるようにするべきである。税制の簡素化のために、金融所得の一体課税を行なうよう要望する。

5 納税者番号制度の活用

金融所得一体課税の新設に合わせ損益計算する際、また年金制度の一元化や国民年金の未納問題導入など検討されている低所得者への給付つき税額控除等を考えれば全国民に番号を付与することが必要である。プライバシーの侵害防止のための法整備を検討した上で、課税の公平が図られるような制度導入を進めるべきである。

第三 消費税制について

消費税率引き上げの条件については、危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えるといずれは、引き上げざるを得ないが、その前に徹底した行財政改革を実施し膨大な歳出を減らすことが先決であり、引き上げの条件として、増大する社会保障費に重点的に充てるとともに、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分を要望する。

第四 相続税制について

中小企業の事業承継税制については、平成21年度改正の見直しで、中小企業を対象に納税額の80%猶予制度が創設されたことは評価するが適用に当たっての要件が厳しすぎる、要件の緩和と従来から要望してきた非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充を引き続き要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業に係る事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

3 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

4 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の使途やCO₂削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO₂を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関IPCCの地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

第七 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

(個 別 事 項)

第一 法人税関係

1 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

2 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2ヶ月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内に延長する。

3 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いいため期間を3年とする。

第二 所得税関係

1 土地譲渡所得の損益通産の復活

平成16年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

第三 相続関係

1 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

2 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業継承の資することになる。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

(1) 約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が30万円未満とする。

(2) 売上代金の受取書の非課税限度額は10万円未満の受取書とする。

以 上

(2) 税制改正要望大会への参加

〔開催日〕 平成23年10月6日

〔会 場〕 神奈川県横浜市「パシフィコ横浜」

〔来 賓〕 川上 力 国税庁長官 杉江 潤 東京国税局長
近藤光夫 横浜中務署長 黒岩祐治 神奈川県知事
林 文子 横浜市長 外18名

〔法人会参加人員〕 約2,900名

要 望 大 会

平成24年度税制改正に関するスローガン

(総論)

- ・行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！
- ・税制の抜本改革を行い、元気な日本の復活を！

(法人税)

- ・法人実効税率は欧州・アジア主要国並の30%以下に引下げを！

(所得税)

- ・所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！

(事業承継税制)

- ・適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！

(消費税)

- ・歳出・歳入の全体的な見直しの中で消費税率引き上げの議論を！

(地方税)

- ・地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

(その他)

- ・年金・医療・介護の制度改革を断行し、
持続可能な社会保障制度の確立を！

(3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連、各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、三条法人会としては会長、税制委員長、および専務理事で編成した要望団によって、平成23年12月13日、管内選出の衆議院の国会議員に対し陳情を実施するとともに、地方自治体に対する要望活動については、市長および市議会議長に陳情を行いました。

(4) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は以下のとおりです。

～法人会の税制改正要望の主な実現事項～

法人会では毎年会員の意見や今後のあるべき姿などを踏まえながら税制改正に関する提言をとりまとめています。

これまでに、多くの税制改正を実現しておりますが、そのうち、近年（過去10年間）の主な実現事項を紹介します。

[法人税]

1. 法人税率の引き下げ（平成23年度）

- (1) 資本金1億円超の法人 25.5%（改正前 30%）
- (2) 中小法人の軽減税率 15%（改正前 18%）

ただし、平成24年4月1日から3年間は、震災復興の償還財源として復興法人特別税（法人税の10%相当額）が課せられる。

2. 同族会社の留保課税（平成19年度）

特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金等が1億円以下の会社）が除外されました。

3. 減価償却制度（平成19年度）

償却可能限度額および残存価額が廃止され、備忘価額の1円まで償却できる制度に改正されました。

法定耐用年数が390区分から55区分へと見直されました。（平成20年度）

4. 交際費課税（平成15年度）

400万円の定額控除対象法人の範囲を資本金1億円以下（改正前5千万円以下）の中小法人に拡大。また、損金不算入が10%（改正前20%）に引き下げられました。

定額控除限度額が400万円から600万円に拡大されました。（平成21年度）

1人当たり5,000円以下の飲食費（役職員間の飲食費を除く）は、交際費の範囲から除外されました。（平成18年度）

5. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限（平成22年度）

廃止されました。

6. その他

- ・少額減価償却資産の即時償却制度が創設されました。（平成15年度）
- ・欠損金の繰越期間が7年に延長されました。（平成15年度）

- ・中小企業について欠損金の繰り戻し還付制度が復活しました。(平成21年度)

[相続税・贈与税]

1. 税率等の見直し (平成15年度)

(1) 相続税

相続税の最高税率が50% (改正前70%) に引き下げられるとともに、その税率の刻み数が6段階 (改正前13段階) に簡素化されました。

(2) 贈与税

相続税の最高税率が50% (改正前70%) に引き下げられるとともに、その税率の刻み数が6段階 (改正前13段階) に簡素化されました。

2. 相続時精算課税制度の創設 (平成15年度)

子が親から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に精算する制度が、現行の制度 (暦年課税) との選択制で導入されました。

3. 事業承継関係

(1) 非上場株式等に係る相続税の項税猶予制度の創設 (平成21年度)

相続により取得した自社株の課税価格の80%に対応する相続課税額の納付猶予され、後継者の死亡等により猶予税額が免除される制度が創設されました。

(2) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設 (平成21年度)

後継者が先代経営者から自社株式の一括贈与を受けた場合には、当該株式に係る後継者の贈与税の額の納税が猶予される制度が創設されました。

(3) 物納手続きの改善 (平成18年度)

自社株式の物納についての許可基準などが緩和・明確化されました。

[金融関係税制]

1. 損益通算規程の創設 (平成20年度)

上場株式等の譲渡損失と上場株式等配当所得との間の損益通算が可能となる損益通算規程が創設されました。

[土地税制]

1. 個人の譲渡所得 (平成16年度)

長期譲渡所得に対する税率16%から20%へ引き下げられました。

短期譲渡所得に対する税率52%から39%へ引き下げられました。

2. 法人の土地譲渡益 (平成16年度)

法人の土地譲渡に対する追加課税制度の適用停止措置が適用されています。

(5年ごとに延長されて現在に至っています。)

[地方税関係]

1. 不動産取得税 (平成15年度)

不動産取得税の標準課税率が3% (改正前4%) に引き下げられました。

2. 特別土地保有税 (平成15年度)

新規にかかる特別土地保有税が課税停止となりました。

3. 事業所税（平成15年度）

新增設分に対して課税される事業所が廃止されました。

[その他]

1. 申告書の公示制度の廃止（平成18年度）

法人税、所得税などに係る公示制度が廃止されました。

2. 電子申告（平成19年度）

(1) e-Taxの特別控除制度の創設

個人が所得税を電子申告で申告を行う場合、一定の要件のもとで1回に限りその年の所得税の額から5,000円（その年の所得税額を限度）を控除できる制度が創設されました。

(2) 電子申告における添付書類の省略

所得税の確定申告を電子申告で行う場合、医療費の領収書など一定の第三者作成書類等の添付書類が省略できるようになりました。

(3) 電子署名の省略

税務手続の電子化促進のため、一定の要件の下で電子署名の省略が認められるようになりました。

3. 更生の請求期間の延長（平成24年度）

更生の請求期間が原則5年に延長されました。（改正前1年）

(5) 全法連主催・税制委員セミナーへの参加

開催日 平成24年2月15日

場 所 ハイアットリージェンシー東京

内 容

第1講座

演題 「平成24年度 税制改正について」

講師 財務省大臣官房審議官 星野次彦 氏

第2講座

演題 「社会保障と税の一体改革」実現に向けて

講師 慶應義塾大学教授 土居丈朗 氏

出席者数 約473名（うち三条法人会1名）